（前のページより続き）

〔国会事項〕
内閣　厚生労働省
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕
〔官庁報告〕
労　働
最低工賃の改正決定に関する公示
（東京労働局最低工賃公示一）
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、
特別清算、再生関係
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇**金融庁組織令の一部を改正する政令**（政令第五一号）（金融庁）

1　総合政策局に政策立案総括審議官を設置し、その所掌事務を規定することとした。（第六条関係）

2　総合政策局に置かれる政策立案参事官を廃止することとした。（第七条関係）

3　総合政策局及び総合政策局秘書課の所掌事務に東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分に関する事務を加えるほか、所要の改正を行うこととした。（第三条及び第九条関係）

4　その他所要の改正を行うこととした。

5　この政令は、令和元年七月一日から施行することとした。

政　令

金融庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和元年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十一号

金融庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第四項及び第五項並びに第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号中「行政財産」を「国有財産」に改め、同項第十号中「属する」の下に「国有財産の管理及び処分並びに」を加える。

第六条の見出しを「（総括審議官、政策立案総括審議官及び審議官）」に改め、同条第一項中「及び」を「、政策立案総括審議官一人及び」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　政策立案総括審議官は、命を受けて、金融庁の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

第七条の見出し中「政策立案参事官」を削り、同条第一項中「、政策立案参事官一人」を削り、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第九条第十号中「行政財産」を「国有財産」に改め、同条第十三号中「属する」の下に「国有財産の管理及び処分並びに」を加える。

附則第六条中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第九条第二項中「前項」の下に「に規定する事務」を加える。

附　則

この政令は、令和元年七月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○法務省令第十九号

後見登記等に関する政令（平成十二年政令第二十四号）第十八条の規定に基づき、後見登記等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月一日

法務大臣　山下　貴司

後見登記等に関する省令の一部を改正する省令

後見登記等に関する省令（平成十二年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（情報の閲覧）	（情報の閲覧）
第二十四条　令第十二条第一項の規定による前条第一項及び第二項の情報の閲覧は、日本産業規格Ａ列四番の用紙に出力したもの	**第二十四条**　令第十二条第一項の規定による前条第一項及び第二項の情報の閲覧は、日本工業規格Ａ列四番の用紙に出力したもの